

平成31年第1回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 平成31年1月25日
13時30分～15時00分

会 場 海老名市役所3階政策審議室

平成31年第1回海老名市農業委員会定例総会

平成31年1月25日「平成31年第1回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 鈴木 守	2番 加藤 晃	3番 清水 澄雄	4番 瀬戸 正己
5番 小島 富士男	6番 平井 敬	7番 加藤 忠晴	8番 竹内 章人
9番 尾上 富夫	10番 井出 彰	11番 木島 稔	12番 森 征男
13番 齋藤 孝一	14番 大矢 美知子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 中山 勇	16番 塩脇 勉	17番 新戸 和夫	18番 守屋 福夫
19番 宮台 孝治	20番 細川 英治		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 植松 正、主査 加藤 謙次、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第4	議案第4号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第5	議案第5号	農用地利用集積計画（案）について
日程第6	議案第6号	農地法第18条第6項の規定による通知について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 非農地証明書の証明願いによる専決処分について
- (2) 農地の一時使用について（報告）
- (3) 生産緑地の斡旋について
- (4) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。(開会の時間：午後1時30分)

ただいまの出席委員は、14名でございます。また、農地利用最適化推進委員の6名、全員出席をいただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項の規定によりまして議事録署名人を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、11番委員と12番委員を指名させていただきます。

それでは、4. 報告事項の3ページから5ページまでの(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、(3)県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した。)

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、ご質問等がありましたらお願い申し上げます。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 なければ、この程度にさせていただきたいと思います。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条では、委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしでございますので、よって傍聴を許可します。

傍聴人を入室させてください。

それでは、会議を進めたいと思います。

これより5の付議事項に入ります。

議案書6ページ、日程第1、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、ま

たは設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しています。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号1、申請地は、大谷南■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、ほか3筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■■■平米です。譲受人は、上郷■■■■■■■■、■■■■■、譲渡人は、静岡県静岡市葵区大岩本■■■■■■■■、■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は、資料1-1及び1-2にございます。

以上でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。2番委員。

【2番委員】 この件につきまして、譲受人の■■■■■さんですが、現在の経営主は■■■■■さんということで、長男が自作地を含め、■■■■■■■■■平米をやっておられます。この■■■さんは2年ぐらい前から、かなり農地の買い取りをしております、経営規模を拡大されております。現況の農業経営についても特に問題はないと思います。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■さんと■■さんとその妻の■■さん、■■さんの子の■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主は、■■さんです。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は72年、農業従事日数は、年間200日、子の■■さんの農業経験年数は43年、農業従事日数は、年間200日、■■さんの妻の■■さんの農業経験年数は21年、農業従事日数は、年間200日、■■さんの子の■■さんの農業経験年数は10年、農業従事日数は、年間200日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えておりま

す。機械は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台などを所有しています。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はありません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。20番委員。

【20番委員】 申請地の状態について、いずれの田んぼもきれいに管理されていました。特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。受付番号1について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号2、申請地は、中野■■■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、畑、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりで、合計、■■■平米です。譲受人は、中野■■■■■■■■■■、■■■■■■■、譲渡人は、中野■■■■■■■■■■、■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は、資料2にございます。

以上でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 ■■■■■さんは、家族5人で農家をやっていられますけれども、問題はありません。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主 査】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■■さんと父の■さん、母の■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主は、■さんです。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は6年、農業従事日数は、年間300日、父の■さんの農業経験年数は70年、農業従事日数は、年間300日、母の■■さんの農業経験年数は70年、農業従事日数は、年間300日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター2台、耕運機3台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台などを所有しています。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はありません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。20番委員。

【20番委員】 申請地の状態は、作付されておまして、畑としてきれいに管理されております。特に問題は認められません。

以上です。

【議長】 それでは、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

の■■■■さんの農業経験年数は25年、農業従事日数は、年間80日
だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■
平米、畑が■■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■■■■■
平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター
1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台などを所有してい
ます。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う
旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれ
から見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をす
ることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当
する項目はありません。この案件に関して、特に問題ないと思われま
す。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。20番委員。

【20番委員】 申請地の状態は、田んぼとしてきれいに管理されていまして。特に問題
ないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号4について、採決を
させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいた
します。

【主査】 受付番号5、申請地は、中野■■■■■■■■■■、台帳地目、畑、現況地
目、畑、■■■平米です。譲受人は、中野■■■■■■■■■■■■■■、■■■
■■■、譲渡人は、中野■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■、権利の種類は、所

【主 査】 中古車販売業を営む株式会社■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■が買いつけた中古車の一時保管場所を確保するため、農地転用したいという申請です。理由書及び聞き取りした内容によりますと、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の現在の車両置き場は、会社の所在地にしかなく、事業拡大のため、藤沢市の近隣で、取引先の多くが存在する神奈川県内、かつ、東名高速道路を利用しやすい場所という条件で候補地を検討したそうです。今回、申請地及びその東側の土地が以上の条件に合致し、土地所有者と合意が得られたため、申請に至ったとのことでした。なお、申請地の東側の土地は、地目は山林であり、既に■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の従業員が土地を取得しております。また、従業員と■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の間で使用貸借契約を取り交わしていることを確認しており、申請地とあわせて■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の車両置き場として使用することに支障はないものと考えられます。

次に、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の代表者が外国人となっておりますが、申請人から代表者の在留カード及び古物商免許の写しの提出があり、代表者は永住資格があり、就労制限がないこと、中古車を取り扱えることを確認いたしました。また、今まで海老名市では外国人からの申請は例がなかったことから、申請人が外国人の場合、必要な書類につきまして、許可権者である神奈川県に問い合わせをいたしました。その結果、申請人が個人の場合には在留カードの確認や、中古車販売業の場合には古物商免許の確認等が考えられるが、今回の申請人は法人であり、法人設立の際にこれらの要件は確認していることから、農地法の審査においては確認不要とのことでした。

以上から、今回の申請では、在留カードや古物商免許の写しの提出は必要ありませんでしたが、申請人のほうから自主的に提出がありましたので、ご報告いたします。

次に、資料6-1をご覧ください。農地の立地基準は、第3種農地です。これは、市街化区域から住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしていることから判断できます。第3種農地は、農地転用が原則許可となる立地区分です。なお、案内図に網かけで示しました申請地の

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしとされます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。20番委員。

【20番委員】 申請地の状態は、よくはないんですけれども、手を加えれば畑として作付可能だと思っています。周辺に農地はありませんが、周囲をコンクリートブロック1段で囲い、土留めをするので、土砂の流出は防げると思います。排水は全面砂利敷きで敷地内浸透を行いますので、このことから特に問題ないと思います。

以上です。

【議長】 質疑のある方。

【13番委員】 ちょっと教えていただきたいんですが、今、事務局が、県とかいろいろなところに問い合わせ、転用やむなしと考えているということで、それはそれなんですけれども、要するに日本国籍がない人が日本の土地を買えるのか。今回は会社で買うということなんです、日本国籍のない個人は買えるのかなど。それは目的がいろいろあるから、ケース・バイ・ケースだと思うんですけれども、今回の件は、説明があったように、いろいろな面から判断して、許可やむを得ずということはわかるんですけれども、差し支えない程度に、それができるのかなということを教えていただきたいと思います。

【主査】 外国籍の方が土地を取得するという事自体については、特にそれを制限できるものではございませんので、それはやむを得ないのかなというところでございます。今回、取得するのは、あくまでも外国人の代表者の方個人ではなくて、株式会社■■■■■■■■■■として取得するものでございます。この会社については、日本の法律にのっとりまして法人の登記がされているということは、登記簿謄本等で確認をとっておりますので、登記簿謄本の内容と定款の写し、そちらも事務局のほうで確認しております、今回の法人については、きちんと実態のある会社なのではないかという判断をしたところでございます。

以上でございます。

との間で使用貸借契約を締結しているということを確認しておりますので、一体利用には問題がないというふうに考えております。

以上でございます。

【4番委員】 もう1点、山林のほうについては隣接しているところに、市道か何かあるんですか。

【主 査】 隣接地については、特に市道等は隣接していない状況です。県道とは接しているんですけども、綾瀬市との境の県道がこの山林の筆に接しておりますので、資料6-2で言いますと、当該土地の東側が綾瀬市との境の県道になります。この南側に道のようなものが見えると思うんですが、こちらは道路なんですけれども、個人所有でございますので、私道ということになります。なので、出入りは県道のほうからするという確認をしております。

以上です。

【4番委員】 ざっと計算しても、面積がやっぱり違うんだよね。100というのはこっちの角のほうだけですね。

【主 査】 そうです。

【4番委員】 ちょっとわかりにくかったの。はい、わかりました。

【議 長】 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号2、申請地は、上郷字■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■■■■平米のうち■■■■■■■■平米、ほか3筆、議案書のとおりで、合計、

沿道区域に設置される給油所でございますので、不許可の例外として取り扱うことができます。

続きまして、資料7-3の土地利用計画図をご覧ください。図は、左下が北を指しております。申請地を最大で1.5メートルほど盛土、場所により一部切土して、転圧し、舗装して、セルフ式のガソリンスタンドを建設する計画です。敷地内はコンクリート舗装となりますが、一部アスファルト舗装の通路及び植栽を設ける計画となっております。また、事務所棟などを建築する計画であり、建築面積は、合計、■■■■■平米となります。申請地の北が、道路を挟んで砂利敷きの駐車場、西が、水路を挟んで県道、東が、田畑、水路を挟んで道路、南が、田と隣接しております、東側を除いてRC擁壁、またはコンクリートブロック3段で土留めを行い、場所により、高さ1.2メートルのメッシュフェンスまたは防火塀で囲います。防火塀については、消防法の規定により、設置が義務づけられておりました、土間からの高さが2メートル以上となるように計画されています。なお、東側は申請地の残地で、現況は農地ですが、県道の拡幅のため、道路用地となる予定であり、本件転用工事と同時期に神奈川県で施工でアスファルト舗装を行うとのこと。車両の出入りは、西側、東側、両方から行き、西側の車両が出入りする部分は、既存の水路をボックスカルバートへ付け替えるという計画でございます。また、東側は県道が拡幅する部分を通して車両が出入りする計画であり、水路を横断するため、既存のU字溝を付け替える予定ですが、今回の申請地内ではないため、神奈川県で道路拡幅工事の中で対応することとなります。申請者には、市との協議の中で、当該水路についても機能を損なうことのないよう指導しており、事務局からも改めて指導しているところでございます。

続きまして、造成計画です。資料7-4をご覧ください。図面の色の濃い部分が盛土、申請地中ほどの色の薄い部分が切土をあらわしております、場所により、盛土は最大1.5メートルほど、切土は最大40センチほど行う計画です。また、この図面に断面の箇所が表示されており、AからDまで記載されております。

こちらは資料7-5の断面図に対応しておりますので、資料7-5をご覧ください。上側の2つ、AとBが申請地を北東から南西に、下側2つのCとDが申請地を南東から北西に切った断面図でございます。Aの左側が北の道路、右側が南の道路の境界になっておりまして、どちらも擁壁を設置して、土留めとすることがご確認いただけると思います。

次に、Bの左側が、東の拡幅される県道との境界で、高低差がない計画となっております。また、Bの右側が、南の田との境界で、事務所棟が建つ部分の断面となりますが、建物から境界までを30度未満ののり面で処理することで、境界部の高低差が50センチほどとなることから、コンクリートブロック3段を設置して土留めとする計画です。

下側、C及びDの、左側が東の拡幅される県道との境界で、高低差がない計画となっております。Cの右側は、西の水路との境界で、この部分は車両の通行には使用しませんので、既存の水路がそのまま生かされ、境界に擁壁を設置して土留めとする計画です。

Dの右側も同じく西の水路との境界ですが、この部分は車両の出入り口となりますので、水路部分はボックスカルバートにつけかえる計画となっております。これらによって土砂の流出、崩壊等が防がれる計画となっております。

続きまして、雨水及び汚水の排水計画についてです。資料7-6をご覧ください。東西の車両出入り口部分に、小さい字で恐縮ですが、小排水溝という記載がございます。雨水はこの排水溝で受け、申請地内3カ所に設置される雨水用の油水分離槽、いわゆるオイルトラップで油を分離し、地下に埋設する雨水浸透貯留施設に流します。この施設は、浸透という名称がついておりますが、本申請地については粘土質で、もともと浸透しづらいこともありまして、実際には遮水シートで施設を覆うため、敷地内には浸透せず、オーバーフロー分を西部排水路に流す計画となっております。なお、西部排水路に流すことにつきましては、所管の海老名市下水道課と調整済みでありまして、また、雨水を流す地点の下流では、農業用水を取水していないことを確認しております。

次に、汚水の処理についてですが、洗車機、手洗い洗車場、オイル交

換等の作業を行うスペースにつきましては、ほかの部分に排水が流れないように、溝を切ったり、勾配を取ったりして、確実に汚水排水管に流れるようにした上で、申請地の南北、2カ所に設置する汚水用の油水分離槽で油を分離し、公共下水道に接続します。また、事務所棟のトイレ等の排水も同様に公共下水道に接続する計画となっております。

そのほか、資料7-7と7-8は、西側の出入り口部分の歩道切り下げと水路のつけかえに関する詳細、資料7-9と7-10は擁壁の詳細、資料7-11と7-12は、事務所棟の建物に関する図面でございますが、これらは参考でお配りさせていただいております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、隣接する農地、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われまます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。20番委員。

【20番委員】 申請地の状態は、桑畑等がありまして、農地として管理されておりました。周辺をRC擁壁やコンクリートブロック3段積みとして土留めするので、土砂の流出は防げるとお思います。排水は、雨水に関しては、側溝からオイルトラップを経て西部排水路へ流し、汚水に関しては、オイルトラップから公共下水道へと流します。このことから、周辺の農地への営農条件に支障を生じるおそれはないとお思いますので、特に問題ないとお思います。

以上です。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。受付番号2について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 ■■■■さんは、現在、野菜部会等で、レタスの部会長を務めたり、農業に従事していることは明らかです。別に問題ないと思われます。
以上です。

【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。
受付番号1について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書10ページ、日程第4、議案第4号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号1についてですが、■■番委員が、関係人として、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に該当いたしますので、本案件の審議終了まで退席をお願いいたします。

(■■番委員退席)

【議 長】 暫時休憩といたします。

(休 憩)

【議 長】 それでは、再開させていただきます。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 それでは、説明させていただきます。

この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということを農業委員会が証明するものでございます。

議案書の10ページをご覧ください。受付番号1につきましては、被相続人は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、下今泉■■■

■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成27年12月25日から平成31年1月25日までです。特例農地等の明細ですが、下今泉■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、山林、生産緑地内、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおり、いずれも生産緑地の畑で、合計、■■■平米でございます。事務局のほうで現地を1月15日に調査しましたが、農地として適正に管理されていまして、この案件につきましては特に問題はないと思われま。

以上でございます。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。受付番号1について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。暫時休憩といたします。

(休 憩)

【議長】 再開させていただきます。

続きまして、議案書11ページ、受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 受付番号2番、被相続人は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■、相続人は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成28年1月26日から平成31年1月25日までです。特例農地等の明細ですが、杉久保字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農業振興地域内、■■■平米、ほか13筆、議案書のとおりでございます。そのうち、14筆とも農業振興地域内の田で、合計、■■■■■■■■■■平米でございます。こちらにつきましても、事務局で1月15日に現地調査をしましたが、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題はないと思われま。

18条の農用地利用集積計画作成による賃貸借の合意解約になります。合意により解約する日は、平成30年12月20日、土地の引渡し日につきましては、平成30年12月31日になっております。なお、こちらにつきまして、事務局で1月15日に現地確認を行いました。農地として管理されているということを確認いたしました。こちらにつきましては特に問題ないものと思われま。

以上でございます。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書17ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件を案件といたします。

(1) 非農地証明書の証明願いによる専決処分についてを案件といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 農地法は現況主義をとっておりますが、登記簿上の地目が農地でありながら、現況は農地以外のものになっており、現況が農地法に規定する農地に該当しないと認められる土地については、農業委員会が農地法に定める農地ではないという証明をすることができることになっております。この証明が非農地証明です。非農地の定義は、農地に復元することが著しく困難であること、転用後の年数が基本的に10年以上であること、現在、農地であったとして、転用許可を受けることのできる立地や目的などの条件であること、周辺の農地の営農条件に支障を生じていないことなどの要件がありまして、全ての要件にかなう場合にのみ証明を出す

ことができます。

議案書 17 ページをご覧ください。受付番号 1、申請地は、本郷字 ■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米です。申請者は、本郷 ■■■■■■■■■■、■■■■■、現在の状況ですが、建物の敷地として使用されていました。案内図及び現地の写真は、資料 8 にございますので、ご覧ください。

土地の経過ですが、申請者が相続を受けた平成 5 年には、申請地南側の隣接地に建てられた住宅の敷地の一部として既に使用されており、その後も住宅の敷地として使用され続け、現在に至っているとのことです。なお、住宅は、昭和 45 年に新築されたとのことです。当該申請地は、農地転用の許可を受けた経緯はありません。1 月 11 日に農地小委員会の 17 番委員、12 番委員、9 番委員と事務局職員とで現地確認調査へ行き、現況は住宅の敷地として利用されていることを確認しました。また、海老名市資産税課が撮影した航空写真を確認し、転用後の経過年数が 10 年以上であることを客観的な資料でも確認しております。その他の要件も満たしていることを確認し、それらの状況から、当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であることを証明しました。

以上、報告になります。

【議長】 農地小委員会の意見をお伺いいたします。17 番委員。

【17 番委員】 1 月 11 日に現地を見に行きましたけれども、特に問題はありません。現状維持でいいんじゃないですか。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、受付番号 1 について、了承とさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書 18 ページ、(2) 農地の一時使用について (報告) を案件といたします。

受付番号 5 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書19ページ、(3)生産緑地の幹旋についてを案件といたします。

生産緑地番号18について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 生産緑地の買い取り申し出に対し、市長は、買い取らない場合、当該生産緑地において、農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるようにあっせんすることに努めなければならないとされています。農業委員会へこのあっせんの協力依頼が来ております。

生産緑地番号18、所在は、柏ヶ谷■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米のうち■■■平米、議案書のとおりでございます。案内図及び現地の写真につきましては、別紙、資料10をご覧ください。この農地につきましては、平成30年第11回定例総会におきまして、土地所有者の死亡という事由により、生産緑地の主たる従事者についての証明願が提出され、証明の決定がされました。平成30年11月29日付で、市に対して、現在の土地の所有者より、この生産緑地の買い取りの申し出がされましたが、市では、買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対してあっせんの協力依頼が来ております。あっせんにつきましては、まず、ご自身でお考えいただき、また、周囲、地区の方に情報提供していただきまして、希望される方がいらっしゃいましたら、議案書にございますとおり、平成31年2月14日、木曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を2月15日、金曜日に、海老名市の都市計画課へ事務局のほうから報告させていただきます。

以上でございます。

【議長】 質疑はございますか。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、生産緑地番号18について、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書 20、21 ページの(4)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第4条の受付番号37、38の2件と、農地法第5条の受付番号79から81までの3件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と、農地法第5条第1項第6号です。

議案書の20ページ、21ページをご覧ください。まず、農地法第4条第1項第7号の規定による届出が20ページのほうに記載されております。届出期間につきましては、平成30年12月1日から12月31日までの間に届出がされたものになります。受付番号37から38までの2件、田、ゼロ平米、畑、655.90平米、合計、655.90平米になります。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出になります。届出期間につきましては、同じく平成30年12月1日から12月31日までの間に届出がされたものです。受付番号79から81までの3件で、田、1,399平米、畑、5,034平米、合計、6,433平米です。以上、これらにつきまして、専決処分です。受理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議長】 質疑のほうは一括でお願いしたいと思いますが、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、農地法第4条の受付番号37、38の2件、農地法第5条の受付番号79から81までの3件について、一

括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますか。

【13番委員】 今、議題に上った農用地利用集積計画(案)について、名前を出すのは失礼ですけれども、借り手の面積が非常に多い方がおられるのですが、視察のときに、新潟のほうとか、そういうところへ行くと、1区画が30アールとか50アールというような、1つの管理面積が多いんですけども、海老名市内においてはほとんど10アールだったりということ、農作物というのは、適期があるわけですけども、海老名管内で、普通による、耕作可能面積というのを、今日、当然答えは出ないと思うんですが、参考に教えていただきたいと思います。ある人は、米はこのぐらいに刈らなくちゃだめだよという意見を持っている一方で、正月までに稲を刈ればいいという人もいます。それはけちをつけることではないんですけども、ある程度時期があると思うんですよ。そんなこともあって、参考ということで結構ですけども、1人どのぐらいの作付ができる、また、どのぐらいの面積を耕作できるのかなということで、そういう資料があったら教えていただきたい。今日はないと思いますけれども、そういうことがわかるのならば、教えていただければと思います。

【事務局長】 お答えになるかどうかわかりませんが、農政課のほうで試験的に2、3年前からだと思うんですけども、畔をとって、2枚を1枚にするような、そういうことをされる方の希望をとって、畔をとる補助金を出して、何カ所かは試験的にやっているということは聞いております。それを積極的に推進するかは、田んぼを広くすると水の流れの関係だったり、高低差だったり、検討事項がいくつかありますが、今、そういう試験的なことをしている箇所があるということは承知しております。

1人あたりの耕作可能面積については、また時間をいただければと思います。

【議長】 13番委員、よろしいですか。

【13番委員】 これについては、わかれば参考に聞かせていただきたいということです。これはあくまで要望でございます。

【議長】 農業委員会というよりは、農政の分野です。

【13番委員】 農業委員会の事務局が対応窓口なのかはわかりませんが、わかれば参考に教えていただきたいということでございます。

以上です。

【議長】 農政だけではなくて、県農業会議のほうにも問い合わせしてみてもは。海老名だけでは資料が出てこないかと。

【事務局長】 それでは、農政課等と、あと、県の農業会議等もちよつと確認して、資料があれば、またお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【13番委員】 お願いいたします。

【議長】 極力、任期中に。

【13番委員】 資料でもいただければ、こういうものかなということで。

【議長】 努力目標として、任期中に。

ほかにございますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かありますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、ほかにないようでございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 今日の議題の中で、5条ですか、特に今までこういう議題はなかったんですが、外国の方の土地購入関係、それから、沿道サービスの転用ですね、これについて、これから今後、海老名市の農業委員会にこういう議案が大分入ってくると思うので、なかなか難しい部分もあると思いますが、皆さん、今回も慎重に審議していただいたんですが、今後も、事務局と一緒に、委員のほうでもこういう問題について勉強していければと思います。

本日は、長い審議、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(終了 午後3時00分)